

ベトナム社会主義共和国文化・スポーツ・観光省と日本国神奈川県との
文化・スポーツ・観光に関する覚書
期間 2023年～2025年

ベトナム社会主義共和国文化・スポーツ・観光省と日本国神奈川県（以下「両者」という）は、両国民間の文化・スポーツ・観光における交流及び協力の強化・拡大、相互理解の進展、友好関係の促進という共通の目的を目指し、以下の通り合意した。

第1条 一般原則

両者は、各々の職務、義務、権限における平等と相互利益及び主権の相互尊重の原則と、ベトナム及び日本の法令及び各々の国が加盟する国際協定に基づき、両国の文化・スポーツ・観光における協力を奨励・促進する。

第2条 文化協力

- 1 両者は、各国での展示、訪問団交流、芸術公演などの文化芸術交流活動を通し、文化交流を促進する。
- 2 両者は、文化芸術分野の企業や芸術団体が協力し、共同で制作を行うことを奨励する。
- 3 両者は、情報や文書の交換を通して、共同研究や経験の共有、人材研修に好ましい状況を築く。

第3条 毎年のフェスティバルの開催

- 1 ベトナム文化・スポーツ・観光省は、ハノイ市及びベトナムの市や省と協力し、Kanagawa Festival in Viet Nam の開催にあたり、日本国神奈川県を支援する。
- 2 日本国神奈川県は、Vietnam Festival in Kanagawa を毎年開催するにあたり、ベトナム文化・スポーツ・観光省を支援する。

第4条 スポーツ交流

- 1 両者は、スポーツを通じた交流を促進するため相互に協力する。
- 2 両者は、スポーツの振興・発展のため、スポーツ分野における人材の交流等について相互に協力する。

第5条 観光協力

- 1 両者は、観光振興を図るため相互に協力する。
- 2 両者は、観光促進のために情報を共有するとともに、訪問団を派遣する場合には、受入の協力を行う。
- 3 両者は、それぞれの地域で観光をPRできる場を提供するよう努めるとともに、その場に関係者や記者が円滑に参加できるよう支援を行う。

第6条 財政

この覚書の下行われる交流活動の企画に係る具体的な詳細は全て、各ケースごとに両者が協議を行い合意するものとする。

第7条 相違の解決

このプログラムの解釈あるいは履行から生ずるいかなる議論や相違についても、両者による話し合いにより解決する。

第8条 改定・補足

この覚書の改訂は、両者の書面による同意をもって行う。改定された条項はこの覚書の不可分一体のものである。

第9条 権利・義務

この覚書は国際条約ではなく、ベトナム社会主義共和国及び日本に対して、国際法によって管理される権利及び義務を発生させることも、変化させることも、消滅させることもない。

第10条 効力、有効期間と終了

この覚書は、署名日から3年間有効である。

どちらかが、現在の有効期間終了日の少なくとも3ヵ月前までに書面をもって終了の意志を伝えない限り、毎年1年間、自動的に更新されるものとする。両者が合意しない限り、この覚書の有効性の終了により、この覚書の下実施されている活動やプログラム、プロジェクトが、その完了まで、有効性や期間が影響を受けるものではない。

ベトナム語版、日本語版及び英語版にて2部作成し、双方が2023年9月8日に神奈川県で署名する。それぞれ同等の有効性を有するものとする。解釈の相違が発生した際は、英語版を優先する。

日本国
神奈川県

ベトナム社会主義共和国
文化・スポーツ・観光省

黒岩祐治
知事

TRINH THI THUY
副大臣